

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令			法令番号	昭和51年政令第132号			
手続名	改善計画変更の認定			根拠条項	第3条第2項			
審査基準	<p>「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令」第3条第2項、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則」第3条、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の運用について」第2の1（2）⑦、「漁業経営改善制度の運用について」第4の規定による。</p> <p>変更の認定は、「改善計画の認定」の審査基準による。 審査基準は以下のとおりである。</p> <p>1. 改善計画の記載事項アからウまでに掲げる事項が改善指針に照らして適切なものであること 2. 改善計画の記載事項ウ及びエに掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること</p> <p>改善計画の記載事項 {                  ア 漁業経営の改善の目標                  イ 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標                  ウ 漁業経営の改善の内容及び実施時期                  エ 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法</p>							
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次 No.